

平成28年12月定例教育委員会 会議次第

開催日時：平成28年12月27日（火）9時～

会 場：白杵庁舎 2階全員協議会室

1 開 会

2 教育長報告

3 協議事項

報告第12号 専決処分の承認を求めることについて
(教職員(小中学校)の内申について)

第36号議案 白杵市立白杵図書館条例施行規則の一部改正について

第37号議案 白杵市教育委員会感謝状贈呈候補者について

4 学力向上について

- ・豊後高田市視察の報告
- ・3学期の学力向上についての取り組み

5 教育予算等について

- ・平成29年度当初予算要求について

6 その他

- ・フッ化物洗口事業について
- ・平成29年白杵市成人式について
- ・第41回白杵市さくらマラソンについて

7 閉 会

連絡事項

(1) 各課からの連絡等

- ・訃報連絡(学校教育課)
- ・山内流寒中水泳について(社会教育課)
- ・白杵石仏国宝追加指定調査について(文化・文化財課)

(2) 平成29年1月定例教育委員会の開催について

候補日：①平成29年1月30日(月)9時から

平成28年12月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成28年12月定例教育委員会付議議案 目次

報告第12号	専決処分の承認を求めることについて……………1 (教職員(小中学校)の内申について)
第36号議案	臼杵市立臼杵図書館条例施行規則の一部改正について ……2
第37号議案	臼杵市教育委員会感謝状贈呈候補者について……………3

第36号議案

臼杵市立臼杵図書館条例施行規則の一部改正について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成28年12月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市教育委員会規則第 号

臼杵市立臼杵図書館条例施行規則の一部を改正する規則

臼杵市立臼杵図書館条例施行規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項に次のただし書を加える。

ただし、自動貸出機による検認を受ける場合は、この限りでない。

第6条第5項中「5冊以内」を「10冊以内（うち新刊は5冊以内）」に改める。

第9条中「寄贈者の」次に「承諾を得て、当該者の」を加える。

第12条第4項に次のただし書を加える。

ただし、再任を妨げない。

第21条第2号中「所定の場所以外で喫煙し、又は」を「館内での喫煙又は所定の場所以外での」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

理 由

第2次臼杵市子ども読書活動推進計画の推進に伴い、読書のまちづくりステーションの機能強化及び健康増進法25条の受動喫煙防止の努力義務に則り、改正する必要があるため提出する。

第 37 号議案

臼杵市教育委員会感謝状贈呈候補者について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 16 号の規定に基づき議決を求める。

平成 28 年 12 月 27 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

臼杵市教育委員会感謝状贈呈規程（平成 28 年教育委員会告示第 4 号）第 4 条の規定に基づき、被贈呈者の議決を求める。